

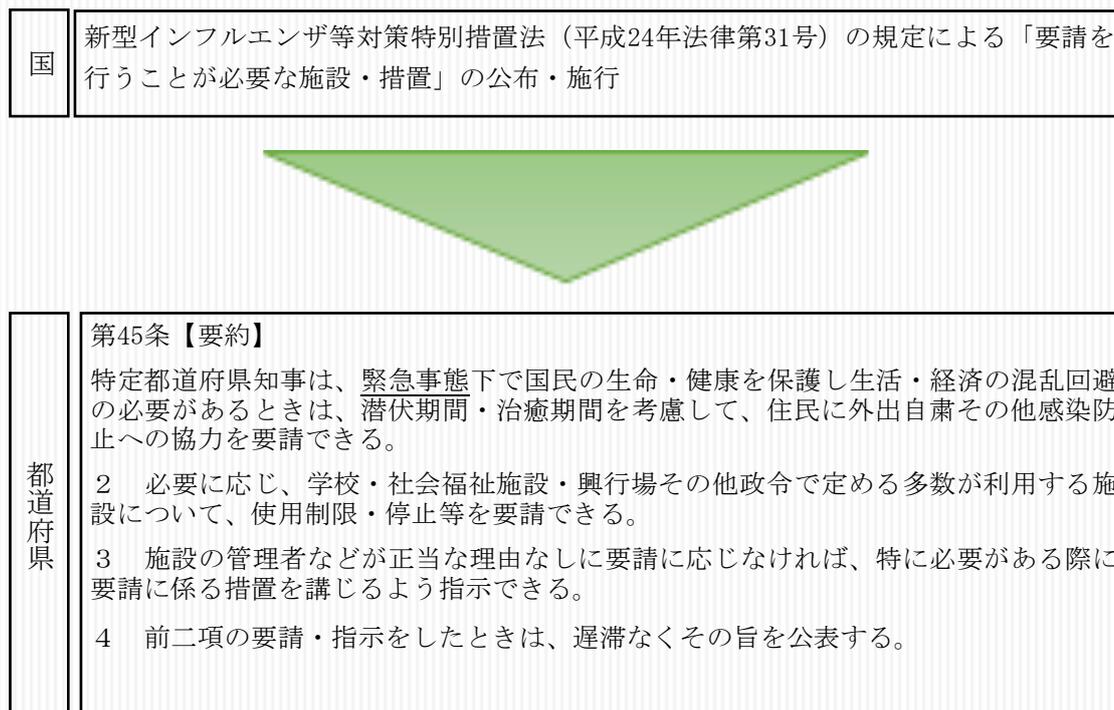
緊急事態措置休業による手元流動性圧迫と支援制度

信金中央金庫 信用金庫部 上席審議役 佐々木 城彦

1. 緊急事態宣言の概要

安倍新型コロナウイルス感染症対策本部長（内閣総理大臣）の緊急事態宣言に伴う個人・施設への要請は、国と都道府県の“2階建て”で実施された〔図表1〕。今回の国の新型コロナウイルス感染症対策においては、迅速な事態収拾を図るため、特別法の立法・施行ではなく、既存の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）を準用する施策が選択された。同法45条には、国から「防止のために要請を行うことが特に必要な施設」に対して、「防止のために必要な措置」の公布・施行を前提に、都道府県知事が感染防止のための協力を要請できる旨が明記されている。3月末から4月初旬にかけて、一部の知事が官邸に緊急事態宣言の発令を求めたのも、このためだ。

図表1 緊急事態宣言から要請までの流れ〔要約〕



こうして発出された緊急事態宣言は、4月7日から5月25日までの間に、変更・途中解除がそれぞれ2度ずつ挟む経緯をたどることになった〔図表2〕。

ところで、「防止のために要請を行うことが特に必要な施設」とは、5種類の施設かつ、「そのうち床面積の合計が1,000㎡を超えないもの」が対象とされた〔図表3〕。そして、「防止のため必要な措置」として「施設の換気」があげられた。

図表2 国による緊急事態宣言の経緯〔要約〕

日程	概要
4月7日	特措法32条第1項に基づき緊急事態宣言を発出 <ul style="list-style-type: none"> ・区域は埼玉・千葉県・東京都・神奈川県・大阪府・兵庫県・福岡県の7都府県 ・期間は4月7日～5月6日
4月16日	特措法32条第3項に基づき、4月7日付緊急事態宣言の全部を変更 <ul style="list-style-type: none"> ・区域は全都道府県 ・期間は4月7日～5月6日（当初の対象区域であった7都府県以外は16日～5月6日） ・緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは特措法32条第5項の規定に基づき、すみやかに緊急事態措置を解除
5月4日	特措法32条第3項に基づき、4月16日付緊急事態宣言の全部を変更 <ul style="list-style-type: none"> ・区域は全都道府県 ・期間は4月7日～5月31日（当初の対象区域7都府県以外は16日～5月31日） ・緊急事態措置を実施する必要がなくなった際には4月16日付宣言同様に解除
5月14日	特措法32条第3項に基づき、5月4日付緊急事態宣言の一部を変更 <ul style="list-style-type: none"> ・区域は北海道・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・京都府・大阪府・兵庫県は宣言を継続し、他39県は緊急事態措置を解除
5月21日	特措法32条第3項に基づき、5月14日付緊急事態宣言の一部を変更 <ul style="list-style-type: none"> ・8都道府県のうち京都府・大阪府・兵庫県の緊急事態措置を解除
5月25日	特措法32条第5項に基づき緊急事態終了を宣言

図表3 国による「まん延防止のために要請を行うことが特に必要な施設」

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (2) 集会場又は公会堂 (3) 展示場 (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する遊技場 (5) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設 |
|--|

2. 東京都における休業要請対象施設

首都機能を有し、人口が最多の東京都では、4月7日の緊急事態宣言発令当日に、緊急事態措置等を講じることを公表、4月10日に発表された東京都の使用制限・停止要請対象施設は、高い人口密度等をふまえて国以上に広くとらえられたものとなった。

図表4 東京都が休業を要請した施設の内訳

東京都による公表内容		施設（事業者）の産業区分		東京都による公表内容		施設（事業者）の産業区分	
施設の種類	内訳	分類コード	産業区分	施設の種類	内訳	分類コード	産業区分
遊興施設等				運動、遊技施設			
	キャバレー	7661	飲食店		ボーリング場	8045	娯楽業
	ナイトクラブ	7661	飲食店		スポーツクラブ	8048	娯楽業
	ダンスホール	8091	娯楽業		マージャン店	8063	娯楽業
	バー	7661	飲食店		パチンコ屋	8064	娯楽業
	個室付浴場業に係る公衆浴場	7899	その他の洗濯・理容・美容・浴場業		ゲームセンター	8065	娯楽業
	ヌードスタジオ	8022	娯楽業	劇場等			
	のぞき劇場	8022	娯楽業		劇場	8021	娯楽業
	ストリップ劇場	8022	娯楽業		観覧場	8032	娯楽業
	個室ビデオ店	8099	娯楽業		映画館	8011	娯楽業
	ネットカフェ	8099	娯楽業		演芸場	8022	娯楽業
	漫画喫茶	8099	娯楽業	集会・展示施設			
	カラオケボックス	8095	娯楽業		集会場	9511	その他のサービス業
	射的場	8069	娯楽業		公会堂	9511	その他のサービス業
	勝馬投票権発売所	8096	娯楽業		博物館	8213	その他の教育、学校支援業
	場外車券売場	8096	娯楽業		美術館	8213	その他の教育、学校支援業
	ライブハウス	8021	娯楽業		図書館	8212	その他の教育、学校支援業
大学、学習塾等					ホテル	7511	宿泊業
	大学	8161	学校教育		旅館	7511	宿泊業
	専修学校	8171	学校教育				
	自動車教習所	8172	学校教育				
	学習塾	8172	学校教育				

そのうち「基本的に休止を要請する施設」として、①遊興施設など、②大学、学習塾など、③運動・遊技施設、④劇場など、⑤集会・展示施設、⑥商業施設、の6種類があげられた。このうち⑥商業施設は、「生活必需物資の小売関係等以外および生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗かつ床面積の合計が1,000㎡を超える」ところとされた。それ以外の5種類については、具体的に37施設があげられた。

筆者はこのうち36施設について、施設を運営する事業者が日本標準産業分類（2013年10月改定）上のどの業種に該当するのかを調べた結果、7つに該当することがわかった〔図表4〕。

3. 休業要請対象業種の手元流動性

当然のことながら、資金繰りのショート、すなわち支払余力を請求額が上回ることは、事業が行き詰まる直接的な原因となる。資金回収前に支払期限が到来すれば、その分だけ支払余力は乏しくなる。その一方で、仕入れ・加工・出荷を経て資金回収に至るまでの期間は、業種によってかなりの違いがみられる。農業では、作物が育つまで相応の期間を要し、造船業では、竣工まで四年程度を要する船舶も珍しくない。

財務総合政策研究所では、年次の頻度で相当数の事業者データを収集・分析し、「法人企業統計年報（以下「年報」）として公表している。データに記載された各業種の流動資産上の「現金・預金」と「有価証券」を合算し、損益表上の「年間売上高」を12等分した月商で除すと、手元流動性比率が算出可能だ。いうまでもなく、短期的な支払能力を示す指標となる。この手元流動性比率（証券取引所に株式を上場している大企業から小規模事業者までを含めたやや大括りな分析となるが）について分析すると、年報データ上の総平均は1.88か月となった〔図表5〕。複数業種の組合せを含む掲載57業種のうち、6業種が1か月未満であり、2か月未満の業種も17に及ぶ。

図表5 業種別手元流動性比率〔期間順〕

【全57業種】

〈百万円、ヵ月〉

業種	現預金(a)	有価証券(b)	計(c = a+b)	売上高(d)	月商 (e = d/12)	流動性比率 (c/e)
全産業	223,201,901	17,210,248	240,412,149	1,535,211,424	127,934,285	1.88

【手元流動性1か月未満(6業種)】

〈百万円、ヵ月〉

業種	現預金残高(a)	有価証券(b)	計(c = a+b)	売上高(d)	月商 (e = d/12)	流動性比率 (c/e)
石油製品・石炭製品製造業	221,439	1,340	222,779	11,314,993	942,916	0.24
卸売業	27,269,345	1,286,844	28,556,189	360,684,084	30,057,007	0.95
鉄鋼業	1,314,078	57,310	1,371,388	17,200,135	1,433,345	0.96
非鉄金属製造業	757,587	205,462	963,049	12,032,362	1,002,697	0.96
卸売業、小売業	42,915,835	1,789,557	44,705,392	547,570,520	45,630,877	0.98
ガス・熱供給・水道業	418,275	2,962	421,237	5,081,065	423,422	0.99

図表5 業種別手元流動性比率〔期間順〕 続き

【手元流動性1ヵ月未満(6業種)】

〈百万円、ヵ月〉

業種	現預金残高(a)	有価証券(b)	計(c = a+b)	売上高(d)	月商(e = d/12)	流動性比率(c/e)
石油製品・石炭製品製造業	221,439	1,340	222,779	11,314,993	942,916	0.24
卸売業	27,269,345	1,286,844	28,556,189	360,684,084	30,057,007	0.95
鉄鋼業	1,314,078	57,310	1,371,388	17,200,135	1,433,345	0.96
非鉄金属製造業	757,587	205,462	963,049	12,032,362	1,002,697	0.96
卸売業、小売業	42,915,835	1,789,557	44,705,392	547,570,520	45,630,877	0.98
ガス・熱供給・水道業	418,275	2,962	421,237	5,081,065	423,422	0.99

【手元流動性1ヵ月超2ヵ月未満(17業種)】

〈百万円、ヵ月〉

業種	現預金(a)	有価証券(b)	計(c = a+b)	売上高(d)	月商(e = d/12)	流動性比率(c/e)
その他の物品賃貸業	311,046	15,412	326,458	3,837,997	319,833	1.02
小売業	15,646,490	502,713	16,149,203	186,886,436	15,573,870	1.04
パルプ・紙・紙加工品	820,240	23,538	843,778	9,069,162	755,764	1.12
電気業	2,838,264	44,538	2,882,802	27,585,319	2,298,777	1.25
食料品製造業	4,620,601	300,912	4,921,513	45,841,610	3,820,134	1.29
水運業	846,121	14,862	860,983	7,019,551	584,963	1.47
陸運業	5,731,070	215,798	5,946,868	43,660,961	3,638,413	1.63
飲食サービス業	2,717,145	55,635	2,772,780	20,283,624	1,690,302	1.64
運輸業、郵便業	9,633,540	649,706	10,283,246	71,862,499	5,988,542	1.72
職業紹介・労働者派遣業	1,350,615	30,650	1,381,265	9,546,711	795,559	1.74
自動車・同附属品製造業	8,192,569	2,576,405	10,768,974	72,502,878	6,041,907	1.78
宿泊業、飲食サービス業	4,121,205	87,251	4,208,456	28,315,057	2,359,588	1.78
輸送用機械器具製造業	9,470,591	2,725,728	12,196,319	79,514,005	6,626,167	1.84
非製造業	163,937,494	9,870,261	173,807,755	1,120,941,649	93,411,804	1.86
製造業	59,264,407	7,339,987	66,604,394	414,269,775	34,522,481	1.93
電気機械器具製造業	4,592,783	543,009	5,135,792	31,795,250	2,649,604	1.94
その他運輸業	3,056,349	419,046	3,475,395	21,181,987	1,765,166	1.97

【手元流動性2ヵ月超3ヵ月未満(27業種)】

〈百万円、ヵ月〉

業種	現預金(a)	有価証券(b)	計(c = a+b)	売上高(d)	月商(e = d/12)	流動性比率(c/e)
業務用機械器具製造業	1,958,583	311,117	2,269,700	13,425,572	1,118,798	2.03
娯楽業	2,863,818	58,951	2,922,769	17,107,731	1,425,644	2.05
窯業・土石製品製造業	1,523,698	100,408	1,624,106	9,278,082	773,174	2.10
情報通信業	12,833,216	658,333	13,491,549	76,179,443	6,348,287	2.13
宿泊業	1,404,060	31,616	1,435,676	8,031,433	669,286	2.15
その他の製造業	5,795,494	341,143	6,136,637	34,093,252	2,841,104	2.16

注: 黄色の網掛けは、東京都による休止要請対象施設。 次ページも同。

図表5 業種別手元流動性比率 [期間順] 続き

【手元流動性2ヵ月超3ヵ月未満 (27業種)】 つづき

業種	現預金(a)	有価証券(b)	計(c = a+b)	売上高(d)	月商 (e = d/12)	流動性比率 (c/e)
続き						
広告業	2,544,825	71,709	2,616,534	14,408,700	1,200,725	2.18
物品賃貸業	2,274,227	706,429	2,980,656	16,128,781	1,344,065	2.22
生活関連サービス業、娯楽業	6,370,457	122,810	6,493,267	34,496,748	2,874,729	2.26
繊維工業	1,405,339	85,640	1,490,979	7,899,211	658,268	2.27
医療、福祉業	1,621,413	5,445	1,626,858	8,448,140	704,012	2.31
生産用機械器具製造業	4,594,342	584,445	5,178,787	26,883,481	2,240,290	2.31
金属製品製造業	3,943,441	102,459	4,045,900	20,877,149	1,739,762	2.33
建設業	26,903,798	1,268,538	28,172,336	144,959,886	12,079,991	2.33
化学工業	7,194,010	1,224,805	8,418,815	42,805,862	3,567,155	2.36
木材・木製品製造業	614,655	51,746	666,401	3,338,553	278,213	2.40
その他の輸送用機械器具製造業	1,278,022	149,323	1,427,345	7,011,127	584,261	2.44
生活関連サービス業	3,506,639	63,859	3,570,498	17,389,017	1,449,085	2.46
リース業	1,963,181	691,017	2,654,198	12,290,784	1,024,232	2.59
はん用機械器具製造業	1,523,518	92,469	1,615,987	7,463,647	621,971	2.60
印刷・同関連業	1,633,596	140,249	1,773,845	8,164,177	680,348	2.61
情報通信機械器具製造業	7,280,412	448,207	7,728,619	33,273,272	2,772,773	2.79
漁業	371,722	20,712	392,434	1,602,812	133,568	2.94

【手元流動性3ヵ月超(11業種)

〈百万円、ヵ月〉

業種	現預金(a)	有価証券(b)	計(c = a+b)	売上高(d)	月商 (e = d/12)	流動性比率 (c/e)
その他のサービス業	10,897,886	517,896	11,415,782	42,851,729	3,570,977	3.20
サービス業	44,661,989	3,367,457	48,029,446	175,990,150	14,665,846	3.27
農林水産業	1,862,061	33,217	1,895,278	6,488,707	540,726	3.51
鉱業、採石業、砂利採取業	742,746	8,112	750,858	2,558,930	213,244	3.52
農業、林業	1,490,339	12,505	1,502,844	4,885,895	407,158	3.69
教育、学習支援業	868,183	14,207	882,390	2,560,551	213,379	4.14
不動産業、物品賃貸業	21,127,770	2,047,841	23,175,611	62,665,130	5,222,094	4.44
その他の学術研究、専門・技術サービス業	8,157,392	1,160,982	9,318,374	24,947,981	2,078,998	4.48
不動産業	18,853,543	1,341,412	20,194,955	46,536,349	3,878,029	5.21
学術研究、専門・技術サービス業	19,432,230	2,589,198	22,021,428	49,771,214	4,147,601	5.31
純粋持株会社	8,730,013	1,356,507	10,086,520	10,414,533	867,878	11.62

出所: 財務総合政策研究所「法人企業統計年報 (2018年度)」を筆者加工

年報と日本産業分類の産業種別が異なるため、東京都による休止要請対象施設の対象業種と突合した7業種を図表5上に彩色した。この7業種のうち2業種が1ヵ月超2ヵ月未満、3業種が2ヵ月超3ヵ月未満であり、3ヵ月超は2業種に過ぎない。最も短い小売業は僅か1.04ヵ月に過ぎず、それに続く飲食サービス業も1.64ヵ月となっている。

定量面だけの大括りな分析ながら、こうした相対的に期間の短い業種では、たとえ休業期間や顧客離れが短期間ですんでも、資金調達や支払猶予なしには資金繰りに窮しかねない脆弱性がみてとれる。相対的に資本の厚い大企業を含む平均値であるため、小規模事業者などには、さらに手元流動性が低いと推察される。

4. 休業に伴う感染防止協力金と支払経費

こうした背景のもとで手当てされ、緊急事態宣言発令中の5月1日から申請を受け付け始めた持続化給付金の上限額は、中小企業で200万円、個人事業主で100万円となっている。

休止要請対象施設のうち、「ステイホーム」スローガンの逆風を最も強く受け、3月の売上高が1994年以來の単月の下げ幅では最大の17.3%を記録した飲食サービス業に着目する。年報データ上の「飲食サービス業のうち資本金1,000万円未満の小規模事業者」に該当する10万5,806社の数値を単純平均すると、月商は440万円強となる。一般的に飲食業の食材原価と人件費は各々30%程度を占め、営業利益は売上の10%を確保できれば優良といわれるため、15%となるよう機械的に試算してみた〔図表6〕。

試算結果からは、仮に食材の仕入れをやめ、（使用者の責めに帰さない事由により）人件費を支払わないこととしても、店舗の賃借料や後払いの水道光熱費だけで1ヵ月当たり100万円を超える可能性がうかがえる。ごく簡単な試算値にすぎないが、個人事業主の場合には、これだけで持続化給付金の上限額を超える負担額となる。

4月22日に東京都が公表した感染拡大防止協力金では、①休業等の要請を受けた「食事提供施設」を運営者のうち、②都の要請に応じて4月16日から5月6日までの全期間休業等を行った都内中小企業者を対象に、予算の範囲内で1事業所に対し50万円、2事業所以上に対し100万円を支給した。対象期間の営業日数は21営業日であり、飲食業を営む都内個人業主が持続化給付金を申請している場合には、不足分の一定額が補填される仕組みだ。

相対的に小規模な資本で開業可能な飲食サービス業でも、この程度の負担が避けられない。開業時の建設・改装費用が高額に達し、土地建物賃借料・固定資産税・光熱費など固定費負担が重い宿泊業や、手元

図表5 小規模飲食店の経費試算

科目・内訳等	金額（円）
月商	4,437,789
食材原価[30%]	1,331,336
人件費[30%]	1,331,336
家賃・厨房機器リース料・水道光熱費等[25%]	1,109,447

流動性比率が飲食サービス業より短い一方で、感染防止協力金を受給できない小売業の窮状は深刻だろう。いずれも、東京都内の高額な不動産価格・相場が重くのしかかっていることだろう。

こうした実情等を背景に、金融庁から民間金融機関に対する資金繰り支援等に関する要請文書は、2月7日以降これまで12回発出されている。このうち5月8日の要請内容では、物件オーナーが入居事業者に家賃の減免・支払猶予等を行っている場合、その対応期間について、融資の減免・返済猶予等の条件変更を徹底するよう求めている。

また、地代・家賃（賃料）の負担軽減のために手当てされた経済産業省からの家賃支援給付金についても、7月14日に申請受付が開始された（ただし、申請時の手続きが複雑のため、制度がこなれていない現段階では、不満の声も聞かれるもようだ）。

小規模事業者の資金繰りに関する審査対応時には、こうした補助金や助成金の申請・受給動向の把握も避けられない。いまだ収束のメドが見通せない新型コロナウイルス感染症による景気低迷は、長期化が予想される。今後も、経済活性化のためのさまざまなてこ入れ策が実施されることになろう。

図表6 『第14次業種別審査事典』 対象業種

業種番号	業種名	業種番号	業種名
8122	百貨店	7072	学校法人
8123	ショッピングセンター	7083	専修学校・各種学校
8132	家電量販店	7080	学習塾
6156	スナック	7082	予備校
6157	キャバレー・ナイトクラブ	9055	ボウリング場
6158	バー	9047	フィットネスクラブ
6152	居酒屋	9084	パチンコ・スロット店
6153	ビヤホール	9085	マージャン店
6154	大衆酒場	9087	ゲームセンター
9093	クラブ（ダンス飲食店）	9074	美術館・博物館
9094	複合型カフェ	9005	シティホテル
9091	カラオケボックス	9006	ビジネスホテル
9105	ライブハウス	9008	旅館

出所: (株) きんざい 出版部